

令和8年6月16日招集

令和8年 第4回(6月)

佐渡市議会定例会議案

佐 渡 市

目次

議案第53号	佐渡市行政手続条例の一部を改正する条例の 制定について	1
議案第54号	佐渡市市営バスの運行及び管理に関する条例 の制定について	7
議案第55号	佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定に ついて	10
議案第56号	佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例 の制定について	30
議案第57号	佐渡市母子生活支援施設条例の一部を改正す る条例の制定について	32
議案第58号	佐渡市水道事業給水条例の一部を改正する条 例の制定について	37
議案第59号	災害等廃棄物処理事業（加茂歌代地内）解体 工事請負契約の締結について	45
議案第60号	財産の取得について（災害対応特殊水槽付消 防ポンプ自動車（Ⅱ型））	46
議案第61号	財産の取得について（高規格救急自動車）	47
議案第62号	令和8年度佐渡市一般会計補正予算（第1号） について	48
議案第63号	令和8年度佐渡市国民健康保険特別会計補正 予算（第1号）について	48
議案第64号	令和8年度佐渡市介護保険特別会計補正予算 （第1号）について	48
議案第65号	令和8年度佐渡市水道事業会計補正予算（第 1号）について	48

議案第53号

佐渡市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市行政手続条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年6月16日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市行政手続条例の一部を改正する条例

佐渡市行政手続条例（平成16年佐渡市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新しい欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
<p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>(1) 条例等 市の条例及び規則 （地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。）並びに<u>地方自治法</u>第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により新潟県が制定した事務処理の特例に関する条例により佐渡市が処理することとされた事務について規定する新潟県の</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>(1) 条例等 市の条例及び規則 （地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程を含む。）並びに<u>同法</u>第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により新潟県が制定した事務処理の特例に関する条例により佐渡市が処理することとされた事務について規定する新潟県の</p>

条例及び規則（地方自治法第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法第10条に規定する企業管理規程を含む。次号において同じ。）をいう。

(2)～(8) (略)

(適用除外)

第3条 (略)

(2)～(4) (略)

(5) 公務員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第1項に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）又は公務員であった者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導

(6)～(11) (略)

(聴聞の通知の方式)

第15条 (略)

2 (略)

3 行政庁は、不利益処分の名宛人 _____ となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、公示の方法 _____

条例及び規則（地方自治法第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法第10条に規定する企業管理規程を含む。次号において同じ。）をいう。

(2)～(8) (略)

(適用除外)

第3条 (略)

(2)～(4) (略)

(5) 公務員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条 _____ に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）又は公務員であった者に対してその職務又は身分に関してされる処分及び行政指導

(6)～(11) (略)

(聴聞の通知の方式)

第15条 (略)

2 (略)

3 行政庁は、不利益処分の名あて人 _____ となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各

_____によって行うことができる。_____

号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

_____第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、_____「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第54号

佐渡市市営バスの運行及び管理に関する条例の制定について

佐渡市市営バスの運行及び管理に関する条例を次のとおり制定する。

令和8年6月16日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市市営バスの運行及び管理に関する条例

(目的)

第1条 市民の日常生活に必要な交通手段を確保し、併せて福祉の向上に寄与することを目的として、道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号の規定に基づき、佐渡市市営バス（以下「市営バス」という。）を運行する。

(管理運営)

第2条 市営バスは、市長がこれを管理運営する。

2 市長は、市営バスの管理運営及び運転業務を委託することができる。

(名称及び定義)

第3条 市営バスの名称は、「循環バス」とする。

2 循環バスは、乗換えの拠点となる場所を中心とし、地域内の近距離移動のために運行するバスとする。

(運行等)

第4条 市営バスの運行は、定期的に行うものとする。ただし、市長が運行の必要がないと認めた日においては、運行しないものとする。

(利用料の納付)

第5条 市営バスの利用者は、次の表に定める利用料を納めなければならない。

名称	区分	利用料
循環バス	大人（高校生以上）	100円
	子ども（中学生以下）	無料

(利用料の減免)

第6条 市長は、特に必要があると認めたときは、前条の利用料を減額し、又は免除することができる。

(利用料の徴収)

第7条 利用料の徴収方法は、別に定める。

2 利用料の徴収は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、これを委託することができる。

(利用の停止)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を停止することができる。この場合において、市営バスを利用しようとする者に損害があっても、市長はその責めを負わない（市に過失がある場合を除く。）。

- (1) 利用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用者が、偽りその他不正の手段により利用したとき。
- (3) 利用者の目的が、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- (4) 市営バスの管理上支障があると認められるとき。
- (5) 災害その他事故により、市営バスの利用ができなくなったとき。

（損害賠償）

第9条 利用者は、故意又は過失により市営バスの車両、施設設備又は器具等を破損、汚損又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第55号

佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年6月16日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市税条例の一部を改正する条例

佐渡市税条例（平成16年佐渡市条例第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新しい欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
<p>（寄附金税額控除）</p> <p>第34条の7 （略）</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p>	<p>（寄附金税額控除）</p> <p>第34条の7 （略）</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項_____の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p>
<p>（市民税の申告）</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、<u>法施行規則</u>で定める申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報</p>	<p>（市民税の申告）</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、<u>規則</u>_____で定める申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報</p>

告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号に

告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項

において同じ。) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(法施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～10 (略)

において同じ。) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(法施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～10 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 (略)

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。)(合計所得金額が133万円以下であるものに限る _____)の氏名

(3)・(4) (略)

2～4 (略)

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 (略)

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、 _____)合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

(3)・(4) (略)

2～4 (略)

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子

情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって法施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。

第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 特定配偶者の氏名

るべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

(4) その他法施行規則で定める事項

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他法施行規則で定める事項

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に_____記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、法施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出する

_____ことができる。

4 (略)

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8_____において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法施行規則で定めるところにより、

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、法施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3_____において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、法施行規則で定めるところにより、

当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあつては30万円_____、償却資産にあつては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特

当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地_____にあつては30万円、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特

例)

第 6 条 平成30年度以後

_____の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 4 条の 5 第 3 項の規定に該当する場合における第 34 条の 2 の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第 1 項」とあるのは「同条第 1 項（第 2 号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第 4 条の 5 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 314 条の 2 第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第 7 条の 3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合（同法第 41 条第 1 項に規定する居住年が平成 21 年から令和 12 年までの各年である場合に限る。）には、法附則第 5 条の 4 第 5 項（同条第 7 項の規定により読み

例)

第 6 条 平成30年度から令和 9 年

度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 4 条の 5 第 3 項の規定に該当する場合における第 34 条の 2 の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第 1 項」とあるのは「同条第 1 項（第 2 号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第 4 条の 5 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 314 条の 2 第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第 7 条の 3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合（同法第 41 条第 1 項に規定する居住年が平成 21 年から令和 7 年までの各年である場合に限る。）には、法附則第 5 条の 4 第 5 項（同条第 7 項の規定により読み

替えて適用される場合を含む。) に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は

替えて適用される場合を含む。) に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項 _____ の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項

第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に

_____の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項_____に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に

規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急

規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係

る譲渡所得等の金額」という。) に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項及び附則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並

びに附則第19条の3第1項の
規定による市民税の所得割の
額」と、第34条の7第1項後段
中「所得割の額」とあるのは「所
得割の額及び附則第19条の3
第1項の規定による市民税の
所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用につ
いては、同条中「又は山林所得金
額」とあるのは「若しくは山林
所得金額又は附則第19条の3
第1項に規定する特定暗号資
産に係る譲渡所得等の金額」
と、「若しくは山林所得金額」
とあるのは「、山林所得金額若
しくは附則第19条の3第1項
に規定する特定暗号資産に係
る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用に
ついては、同条第1項中「山林
所得金額」とあるのは「山林所
得金額並びに附則第19条の3
第1項に規定する特定暗号資
産に係る譲渡所得等の金額」
と、同条第2項中「所得割の額」
とあるのは「所得割の額並びに
附則第19条の3第1項の規定
による市民税の所得割の額」と
する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第63条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日
- (2) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）並びに附則第9条の2及び第17条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (3) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々の1月1日
（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の佐渡市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の佐渡市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、

当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第3号に掲げる規定による改正後の佐渡市税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「3号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第19条の3の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第56号

佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年6月16日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例

佐渡市立学校設置条例（平成16年佐渡市条例第125号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新しい欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新		旧	
別表第1（第1条関係）		別表第1（第1条関係）	
小学校の名称	位置	小学校の名称	位置
前浜小学校～	（略）	前浜小学校～	（略）
河原田小学校		河原田小学校	
		八幡小学校	<u>佐渡市八幡2002番地</u>
二宮小学校～	（略）	二宮小学校～	（略）
赤泊小学校		赤泊小学校	

附 則

この条例は、令和10年4月1日から施行する。

議案第57号

佐渡市母子生活支援施設条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市母子生活支援施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年6月16日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市母子生活支援施設条例の一部を改正する条例

佐渡市母子生活支援施設条例（平成16年佐渡市条例第201号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新しい欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。<u>以下「法」という。</u>） 第35条第3項の規定に基づき、母子生活支援施設（<u>以下「施設」という。</u>）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号_____） 第35条第3項の規定に基づき、母子生活支援施設_____ _____を設置する。</p>
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 _____施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 <u>母子生活支援施設</u>の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p>
<p>(事業)</p> <p>第3条 <u>施設は、次に掲げる事業を行う。</u></p> <p>(1) <u>法第38条に規定する支援等を実施する事業</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

(2) 前号に掲げるもののほか、
教育委員会が必要と認める事
業

(開所時間)

第4条 施設の開所時間は、終日と
する。ただし、教育委員会が特に
必要があると認めるときは、これ
を変更することができる。

(休所日)

第5条 施設は、無休とする。ただ
し、教育委員会が特に必要がある
と認めるときは、これを変更する
ことができる。

(入所)

第6条 施設に入所することがで
きる者は、法第23条第1項の規定
による保護が必要な保護者及び
児童とする。

第7条 (略)

(費用の徴収)

第8条 法第56条第2項の規定に
より入所した者から徴収する費
用については、規則で定める。

(指定管理者による管理)

第9条 教育委員会は、施設の設置

第3条 (略)

の目的を達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に施設の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、施設の開所時間を変更し、又は臨時に閉所し、若しくは休所することができる。

（指定管理者の業務）

第10条 前条第1項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設の事業の運営に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設の運営に関し教育委員会が必要と認める業務

第11条 （略）

第4条 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第58号

佐渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年6月16日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市水道事業給水条例の一部を改正する条例

佐渡市水道事業給水条例（平成16年佐渡市条例第294号）の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の新しい欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
<p>(料金の算定)</p> <p>第23条 管理者は、毎月<u>1日</u>から9日までの間にメーターを検針し、その使用量をもってその計量した日の属する月<u>(以下「その月」という。)</u>分の使用水量として料金を算定する。ただし、やむを得ない事由があるときは、これを変更することができる。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは、隔月検針日に2月分の使用水量をまとめて計算し、その月の前月分及びその月分の料金を算定することができる。この場合において、その計量した使用水量の2分の1の水量をもって、その月の前月分及びその月分の使用水量（当該水</u></p>	<p>(料金の算定)</p> <p>第23条 管理者は、毎月<u>3日</u>から9日までの間にメーターを検針し、その使用量をもってその計量した日の属する月_____分の使用水量として料金を算定する。ただし、やむを得ない事由があるときは、これを変更することができる。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

<p><u>量に1立方メートル未満の端数があるときは、その月の前月分についてはこれを切り上げ、その月分についてはこれを切り捨てた水量)とし、それぞれの月分の料金を算定する。</u></p> <p>(料金の徴収方法)</p> <p>第27条 料金は、<u>口座振替</u>又は納入通知書等の方法により毎月徴収する。<u>ただし、第23条第2項の規定により、2月分の料金をまとめて算定した場合は、その月の前月分及びその月分の料金をまとめてその月に徴収することができる。</u></p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(料金の徴収方法)</p> <p>第27条 料金は、<u>口座振込</u>又は納入通知書等の方法により毎月徴収する。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。
(佐渡市下水道条例の一部改正)
- 2 佐渡市下水道条例(平成16年佐渡市条例第287号)の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の新しい欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
<p>(使用料の徴収)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 使用料は、<u>口座振替又は納入通知書等</u></p> <hr/> <p>_____の方法により<u>毎月</u>徴収する。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは、次条第2項の規定により、2月分の使用料をまとめて算定した場合は、その計量した日の属する月（以下「その月」という。）の前月分及びその月分の使用料をまとめてその月に徴収することができる。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>(使用料の徴収)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 使用料は、<u>毎使用月、その使用月における公共下水道の使用について、集金、納入通知書又は口座振替</u>の方法により _____徴収する。</p> <p>3 <u>使用料は、毎使用月の翌月の末日までに納入しなければならない。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>4 (略)</p>
<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは、2月分の使用料をまとめて算定することができる。この場合において、その使用者が排除した汚水の量の2分の1の水量をもって、その月の前月分及びその月分の水量（当該水量に1立方メートル未満の端数があるときは、その月の</u></p>	<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第16条 (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

前月分についてはこれを切り上げ、その月分についてはこれを切り捨てた水量)とし、それぞれの月分の使用料を算定する。

3～5 (略)

第34条 (略)

(1)～(8) (略)

(9) 第5条第1項及び第28条の規定による申請書若しくは図書又は第5条第2項本文、第12条若しくは第14条の規定による届出書、第16条第3項第3号の規定による申告書又は第17条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者

2～4 (略)

第34条 (略)

(1)～(8) (略)

(9) 第5条第1項及び第28条の規定による申請書若しくは図書又は第5条第2項本文、第12条若しくは第14条の規定による届出書、第16条第2項第3号の規定による申告書又は第17条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者

(佐渡市漁業集落排水施設条例の一部改正)

3 佐渡市漁業集落排水施設条例(平成16年佐渡市条例第289号)の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の新しい欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
<p>(使用料の徴収)</p> <p>第13条 <u>管理者</u>は、排水施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。</p> <p>2 前項の使用料は、水道使用者にあっては水道メーターの計量が行われた日の属する月分とし、井戸等使用者においては水道使用者の計量が行われた日(管理者が別に必要と認めたときは、当該日とする。)に計測して算定し、<u>口座振替又は納入通知書等</u>の方法により<u>毎月</u>徴収する。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、<u>次条第2項の規定により、2月分の使用料をまとめて算定した場合は、その計量した日の属する月(以下「その月」という。)の前月分及びその月分の使用料をまとめてその月に徴収することができる。</u></p>	<p>(使用料の徴収)</p> <p>第13条 <u>市</u>は、排水施設の使用について、使用者から使用料を徴収する。</p> <p>2 前項の使用料は、水道使用者にあっては水道メーターの計量が行われた日の属する月分とし、井戸等使用者においては水道使用者の計量が行われた日(管理者が別に必要と認めたときは、当該日とする。)に計測して算定し、<u>集金又は納入通知書又は口座振替</u>の方法により<u> </u>徴収する。</p>
<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは、2月分の使用料をまとめて算定することができる。この場合において、その使用者が排除した下水の量の2分の1の水量をもって、その</u></p>	<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第14条 (略)</p>

<u>月の前月分及びその月分の水量</u> <u>(当該水量に1立方メートル未</u> <u>満の端数があるときは、その月の</u> <u>前月分についてはこれを切り上</u> <u>げ、その月分についてはこれを切</u> <u>り捨てた水量)とし、それぞれの</u> <u>月分の使用料を算定する。</u>	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------

(佐渡市農業集落排水施設条例の一部改正)

- 4 佐渡市農業集落排水施設条例(平成16年佐渡市条例第354号)の一部を次のように改正する。

次の表の旧の欄中の下線が引かれた部分(以下「改正前部分」という。)及び当該改正前部分に対応する同表の新しい欄中の下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加え、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削るものとする。

新	旧
(使用料の徴収) 第12条 (略) 2 前項の使用料は、水道使用者にあっては水道メーターの計量が行われた日の属する月分とし、井戸等使用者においては水道使用者の計量が行われた日(管理者が別に必要と認めるときは、当該日とする。)に計測して算定し、 <u>口座振替又は納入通知書等</u> の方法により <u>毎月</u> 徴収する。	(使用料の徴収) 第12条 (略) 2 前項の使用料は、水道使用者にあっては水道メーターの計量が行われた日の属する月分とし、井戸等使用者においては水道使用者の計量が行われた日(管理者が別に必要と認めるときは、当該日とする。)に計測して算定し、 <u>集金又は納入通知書又は口座振替</u> の方法により____徴収する。

3 前項の規定にかかわらず、次条第2項の規定により、2月分の使用料をまとめて算定した場合は、その計量した日の属する月（以下「その月」という。）の前月分及びその月分の使用料をまとめてその月に徴収することができる。

（使用料の算定方法）

第13条 （略）

2 前項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは、2月分の使用料をまとめて算定することができる。この場合において、その使用者が排除した下水の量の2分の1の水量をもって、その月の前月分及びその月分の水量（当該水量に1立方メートル未満の端数があるときは、その月の前月分についてはこれを切り上げ、その月分についてはこれを切り捨てた水量）とし、それぞれの月分の使用料を算定する。

（使用料の算定方法）

第13条 （略）

議案第59号

災害等廃棄物処理事業（加茂歌代地内）解体工事請負契約の締結について

下記のとおり契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|------------------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 災害等廃棄物処理事業（加茂歌代地内）解体工事 |
| 2 | 契約の方法 | 制限付き一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 280,500,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 佐渡市両津夷351番地1
株式会社本間組佐渡支店
支店長 規矩 正明 |

令和8年6月16日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第60号

財産の取得について(災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車(Ⅱ型))

下記のとおり財産を取得したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年佐渡市条例第60号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|----------------------------------------------|
| 1 | 品名 | 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車(Ⅱ型) |
| 2 | 数量 | 1台 |
| 3 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 契約金額 | 84,660,630円 |
| 5 | 契約の相手方 | 石川県金沢市浅野本町口145番地
長野ポンプ株式会社
代表取締役 長野 幸浩 |

令和8年6月16日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

議案第61号

財産の取得について（高規格救急自動車）

下記のとおり財産を取得したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|-------------------------------------------|
| 1 | 品名 | 高規格救急自動車 |
| 2 | 数量 | 1台 |
| 3 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 契約金額 | 18,920,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 佐渡市東大通861番地1
日産佐渡販売株式会社
代表取締役 上原 洋明 |

令和8年6月16日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

- 議案第62号 令和8年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）について
(予算書別紙添付)
- 議案第63号 令和8年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
について (予算書別紙添付)
- 議案第64号 令和8年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）に
ついて (予算書別紙添付)
- 議案第65号 令和8年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）につい
て (予算書別紙添付)

議案第 62 号

《令和 8 年度 佐渡市一般会計補正予算（第 1 号）概要》

1. 補正予算について

- ・ 水道基本料金負担軽減事業（原油価格・物価高騰対策）の経費を計上
- ・ U・I ターンサポート事業の経費を計上
- ・ 商工振興事業の経費を計上
- ・ その他の経費については、当初予算編成後の事由による必要な経費を計上

2. 予算規模

（単位：千円）

補正前の額	51,500,000
補正額	140,476
累計予算額	51,640,476

3. 財源内訳

（単位：千円）

国県支出金	61,448
繰入金	57,629
市債	16,600
その他	4,799

4. 主な補正項目

1) 水道基本料金負担軽減事業（原油価格・物価高騰対策）【上下水道課】

補正額：109,402 千円

（事業内容）

物価高騰の影響を受けた市民及び事業者を支援するため、水道基本料金 2 か月分の減免に要する経費を計上。

【財源】

- ・ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金：58,158 千円
- ・ 特別職給料、管理職手当の減額及び職員の時間外勤務手当の縮減に伴う歳出（一般財源）の減額分：30,899 千円

2) U・I ターンサポート事業【移住交流推進課】

補正額：2,000 千円

（事業内容）

佐渡での仕事や暮らしを体験し、具体的な移住イメージの形成に繋げるためのツアー実施に係る補助金を計上。

3) 商工振興事業【地域産業振興課】

補正額：2,000 千円

（事業内容）

両津夷商店街アーケードの機能強化に伴う照明の LED 化に係る補助金を計上。

令和8年度 一般会計補正予算(第1号) 事業概要一覧

事業名		概要	担当課
1)	水道基本料金負担軽減事業 (原油価格・物価高騰対策) 予算額[109,402] 財 源[(臨)58,158] [(-)51,244 (内、30,899は右記 のとおり)]	物価高騰の影響を受けた市民及び事業者を支援するため、水道基本料金2か月分の減免に要する経費を計上。 ○事業内容 ・水道事業会計繰出金 109,402千円 <財源> ・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 58,158千円 ・特別職給料減額分1,407千円、管理職手当減額分9,492千円、職員の時間外勤務手当縮減に伴う歳出(一般財源)の減額分20,000千円 合計30,899千円	上下水道課
2)	U・Iターンサポート事業 予算額[2,000] 財 源[(他) 2,000]	佐渡での仕事や暮らしを体験し、具体的な移住イメージの形成に繋げるためのツアー実施に係る補助金を計上。 ○事業内容 ・移住・定住・交流推進事業補助金 2,000千円	移住交流推進課
3)	商工振興事業 予算額[2,000] 財 源[(県) 1,000]	両津夷商店街アーケードの機能強化に伴う照明のLED化に係る補助金を計上。 ○事業内容 ・商店街環境整備事業補助金 2,000千円	地域産業振興課

※一覧表中、[臨]は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、[県]は県支出金、[他]はその他、[-]は一般財源の略

※事業名欄の数値の単位は千円

議案第 63 号

《令和 8 年度 佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）概要》

1. 補正予算について

- ・国民健康保険法の改正に伴い、高額療養費制度の所得区分の基準見直しに伴うシステム改修費を増額計上

2. 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	5,493,000
補正額	433
累計予算額	5,493,433

3. 財源内訳

(単位：千円)

一般会計繰入金	433
---------	-----

4. 補正項目

(単位：千円)

○総務費

・一般管理費	433
--------	-----

議案第 64 号

《令和 8 年度 佐渡市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）概要》

1 補正予算について

- ・令和 8 年度介護報酬改定等に伴い、システム改修費を増額計上

2 予算規模

(単位：千円)

補正前の額	8,372,000
補正額	3,489
累計予算額	8,375,489

3 財源内訳

(単位：千円)

一般会計繰入金	3,489
---------	-------

4 補正項目

(単位：千円)

○総務費

・一般管理費	補正額： 3,489
--------	------------

議案第 65 号

《令和 8 年度 佐渡市水道事業会計補正予算（第 1 号）概要》

1. 補正予算について

- ・水道基本料金負担軽減事業（原油価格・物価高騰対策）に伴う給水収益と繰入金の補正を計上

2. 予算規模

（単位：千円）

・収益的収支

収入	補正前の額	2,601,050	支出	補正前の額	2,601,050
	補正額	1,003		補正額	1,003
	累計予算額	2,602,053		累計予算額	2,602,053

3. 補正内容

（単位：千円）

○収益的収入

- ・基本料金減免に伴う給水収益 補正額：△108,399
- ・基本料金減免に伴う繰入金 補正額：109,402

○収益的支出

- ・基本料金減免に伴う委託料 補正額：462
- ・基本料金減免に伴う人件費 補正額：541